

神流町スマートスピーカー装置貸与実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町民に対しスマートスピーカー及び付属品（以下「装置」という。）を貸与し、関係機関及び地域住民の協力を得て、町民の暮らしを守り福祉の向上を図ることについて必要な事項を定めるものとする。

(貸与の対象者等)

第2条 装置の貸与の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者であるものとする。

- (1) 神流町に住所を有し、常態的に生活していること。
- (2) 町長が特に必要と認める者については、貸与の対象者とすることができるものとする。

(貸与の申請)

第3条 装置の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、スマートスピーカー装置貸与申請書（様式第1号）により同意し、町長に申請しなければならない。

(貸与の決定)

第4条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し貸与を決定したときは、貸与するものとする。

(貸与の期間)

第5条 貸与の期間は、装置の貸与日から、装置の貸与を受けた者（以下「対象者」という。）が、死亡、転出又は社会福祉施設への長期入所若しくはその他装置を必要としなくなったときまでの間とする。

2 町が本事業を終了等、定めた期間までとする。

(費用の負担)

第6条 装置の貸与に伴う費用の負担は次のとおりとする。ただし、町長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 装置の貸与料は、無料とする。
- (2) 装置の使用料、その他の経費は、対象者が負担するものとする。

(貸与の取消し)

第7条 町長は、対象者がこの要綱に違反したとき又は故意に装置を目的外に

使用したときその他特にその使用を不適当と認めたときは、貸与を取り消し、又は貸与を中止することができる。

(装置の管理)

第8条 装置の管理は、対象者において善良な管理者としてすべて行うものとし、装置の全部又は一部をき損若しくは滅失したときは、直ちに町長に報告しなければならない。

2 前項の場合において、当該事由が対象者の故意又は重大な過失によると認められるときは、修繕費等の原状に復旧する費用は対象者の負担とする。

3 対象者は、装置の使用権を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(報告等)

第9条 町長は、必要があると認めるときは、対象者から装置に関し報告を求めるとともに調査を行うことができる。

(関係機関等との連携)

第10条 町長は、この事業の実施に当たっては、関係機関等との密接な連携を図るとともに地域住民の協力を得て事業の円滑な運営に努めるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この告示は、令和7年7月1日から施行する。